

芦屋市一般職の職員の給与に関する条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>1～34 (省略)</p> <p>(55歳を超える職員の給料月額の特例)</p> <p>35 当分の間、職員(次の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員(再任用職員を除く。))のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級である者であつてその号給がその職務の級における最低の号給でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。)に対する給料月額は、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となつた場合にあつては、特定職員となつた日)以後、別表第1から別表第3(イ)までに規定する額から、当該特定職員の給料月額に100分の1.5を乗じて得た額(当該特定職員の給料月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合にあつては、当該特定職員の給料月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額)を減じた額とする。ただし、芦屋市職員の退職手当に関する条例第3条の2から第6条の2まで及び第7条から第7条の5まで並びに芦屋市立学校職員等の退職手当に関する条例第2条の2から第5条の4まで及び第6条の2から第6条の6までの規定の適用については、この限りでない。</p>	<p>附 則</p> <p>1～34 (省略)</p> <p>(55歳を超える職員の給料月額の特例)</p> <p>35 当分の間、職員(次の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員(再任用職員を除く。))のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級である者であつてその号給がその職務の級における最低の号給でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。)に対する給料月額は、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となつた場合にあつては、特定職員となつた日)以後、別表第1から別表第3(イ)までに規定する額から、当該特定職員の給料月額に100分の1.5を乗じて得た額(当該特定職員の給料月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合にあつては、当該特定職員の給料月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額)を減じた額とする。ただし、<u>第22条及び第22条の4</u>、芦屋市職員の退職手当に関する条例第3条の2から第6条の2まで及び第7条から第7条の5まで並びに芦屋市立学校職員等の退職手当に関する条例第2条の2から第5条の4まで及び第6条の2から第6条の6までの規定の適用については、</p>

改正案

現行

給料表	職務の級
行政職給料表	5 級
	<u>6 級</u>
教育職給料表(一)	4 級
	<u>5 級</u>
教育職給料表(二)	3 級

この限りでない。

給料表	職務の級
行政職給料表	5 級
教育職給料表(一)	4 級
教育職給料表(二)	3 級

36 (省略)

36 (省略)

別表第1(第3条関係)

別表第1(第3条関係)

行政職給料表

行政職給料表

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1~107	円	円	円	円	円	円
	(省略)					
108			413,700	443,300	481,700	
109			414,400	444,000	482,600	
110			415,200	444,700	483,700	
111			416,000	445,400	484,800	

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1~107	円	円	円	円	円	円
	(省略)					
108		<u>389,000</u>	413,700	443,300	481,700	
109		<u>389,800</u>	414,400	444,000	482,600	
110		<u>390,700</u>	415,200	444,700	483,700	
111		<u>391,500</u>	416,000	445,400	484,800	

改正案							現行						
112			416,800	446,100	485,900		112		<u>392,400</u>	416,800	446,100	485,900	
113			417,400	446,900	486,800		113		<u>393,200</u>	417,400	446,900	486,800	
114			418,200	447,600			114		<u>394,000</u>	418,200	447,600		
115			418,900	448,300			115		<u>394,800</u>	418,900	448,300		
116			419,700	449,000			116		<u>395,600</u>	419,700	449,000		
117			420,300	449,800			117		<u>396,400</u>	420,300	449,800		
118			421,000				118		<u>397,200</u>	421,000			
119			421,700				119		<u>398,000</u>	421,700			
120			422,400				120		<u>398,800</u>	422,400			
再任用 職員	(省略)						<u>121</u>		<u>399,400</u>	<u>423,200</u>			
							<u>122</u>		<u>400,200</u>	<u>423,800</u>			
							<u>123</u>		<u>401,000</u>	<u>424,400</u>			
							<u>124</u>		<u>401,800</u>	<u>425,000</u>			
							<u>125</u>		<u>402,600</u>	<u>425,500</u>			
							<u>126</u>		<u>403,400</u>	<u>426,100</u>			
							<u>127</u>		<u>404,200</u>	<u>426,700</u>			

改正案	現 行						
	<u>128</u>		<u>405,000</u>	<u>427,300</u>			
	<u>129</u>		<u>405,700</u>	<u>427,800</u>			
	<u>130</u>		<u>406,500</u>				
	<u>131</u>		<u>407,200</u>				
	<u>132</u>		<u>408,000</u>				
	<u>133</u>		<u>408,600</u>				
	<u>134</u>		<u>409,300</u>				
	<u>135</u>		<u>410,000</u>				
	<u>136</u>		<u>410,700</u>				
	<u>137</u>		<u>411,500</u>				
	<u>138</u>		<u>412,200</u>				
	<u>139</u>		<u>412,900</u>				
	<u>140</u>		<u>413,600</u>				
	<u>141</u>		<u>414,300</u>				
備考 (省略)	再任用 職員	(省略)					

備考 (省略)

改正案

別表第4(第6条関係)

行政職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に 受けていた号給	昇格後の号給				
	2級	3級	4級	5級	6級
1～107	(省略)				
108			80	78	48
109			81	79	49
110			82	79	49
111			83	80	50
112			84	80	50
113			85	81	51
114			86	81	
115			87	82	
116			88	82	
117			89	83	
118			89		
119			90		
120			90		

現行

別表第4(第6条関係)

行政職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に 受けていた号給	昇格後の号給				
	2級	3級	4級	5級	6級
1～107	(省略)				
108		<u>84</u>	80	78	48
109		<u>85</u>	81	79	49
110		<u>86</u>	82	79	49
111		<u>87</u>	83	80	50
112		<u>88</u>	84	80	50
113		<u>89</u>	85	81	51
114		<u>90</u>	86	81	
115		<u>91</u>	87	82	
116		<u>92</u>	88	82	
117		<u>93</u>	89	83	
118		<u>94</u>	89		
119		<u>95</u>	90		
120		<u>96</u>	90		
<u>121</u>		<u>97</u>	<u>91</u>		

改正案	現 行					
	<u>123</u>		<u>99</u>	<u>92</u>		
	<u>124</u>		<u>100</u>	<u>92</u>		
	<u>125</u>		<u>101</u>	<u>93</u>		
	<u>126</u>		<u>102</u>	<u>93</u>		
	<u>127</u>		<u>103</u>	<u>94</u>		
	<u>128</u>		<u>104</u>	<u>94</u>		
	<u>129</u>		<u>105</u>	<u>95</u>		
	<u>130</u>		<u>106</u>			
	<u>131</u>		<u>107</u>			
	<u>132</u>		<u>108</u>			
	<u>133</u>		<u>109</u>			
	<u>134</u>		<u>110</u>			
	<u>135</u>		<u>111</u>			
	<u>136</u>		<u>112</u>			
	<u>137</u>		<u>113</u>			
	<u>138</u>		<u>113</u>			
	<u>139</u>		<u>114</u>			
<u>140</u>		<u>114</u>				
<u>141</u>		<u>115</u>				

芦屋市職員等の旅費に関する条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(近接地及び勤務地内旅行の旅費)</p> <p>第 23 条 近接地及び勤務地内の旅行については、第 15 条から第 21 条まで及び第 24 条の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合において、当該各号に規定する額の旅費又は当該旅費を基準とする日額旅費に限り支給する。</p> <p>(1) 交通機関を利用する必要がある場合は、これに要する鉄道賃、船賃及び車賃の実費(運賃の等級を設ける線路又は船舶による旅行の場合には最下級の運賃)</p> <p>(2) <u>公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊する場合(勤務地内及び勤務地から 10 キロメートル未満の近接地に旅行するときを除く。)</u> には、1 日につき別表第 1 の日当定額の 2 分の 1 に相当する額の日当</p> <p>(3) 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊する場合には、別表第 1 の宿泊料定額の範囲内の実費額の宿泊料</p> <p>2 (省略)</p>	<p>(近接地及び勤務地内旅行の旅費)</p> <p>第 23 条 近接地及び勤務地内の旅行については、第 15 条から第 21 条まで及び第 24 条の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合において、当該各号に規定する額の旅費又は当該旅費を基準とする日額旅費に限り支給する。</p> <p>(1) 交通機関を利用する必要がある場合は、これに要する鉄道賃、船賃及び車賃の実費(運賃の等級を設ける線路又は船舶による旅行の場合には最下級の運賃)</p> <p>(2) <u>勤務地内及び勤務地から 10 キロメートル未満の近接地に旅行するときを除き、日当の額は 1 日につき 500 円(公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊する場合には 1 日につき別表第 1 の日当定額の 2 分の 1 に相当する額)</u></p> <p>(3) 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊する場合には、別表第 1 の宿泊料定額の範囲内の実費額の宿泊料</p> <p>2 (省略)</p>